

令和 9～18 年度
飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託

公募型プロポーザル実施要領（案）

令和 7 年 7 月 4 日 版

令和 7 年 7 月

飯田市上下水道局

目次

第1章	公募型プロポーザル実施要領（案）の位置付け	1
第2章	委託概要	2
2.1	委託名称	2
2.2	施設の管理者の名称	2
2.3	委託の目的	2
2.4	本委託の対象施設及び対象業務	2
（1）	対象施設	2
（2）	施設の種類	2
（3）	本件施設位置及び施設配置	2
（4）	対象業務	2
2.5	受託者の責任	2
2.6	委託方式	3
2.7	スケジュールおよび委託期間	3
2.8	リスク分担の基本的な考え方	3
2.9	非常事態等発生時における役割分担	3
2.10	契約及び支払い等に関する事項	3
（1）	本委託に関する協定及び契約	3
（2）	受託者の収入	4
（3）	物価変動への対応	4
（4）	支払い手続き	4
（5）	プロフィットシェアに関する事項	5
第3章	委託実施に関する事項	6
3.1	業務の引継ぎ	6
（1）	移行期間における業務の引継ぎ	6
（2）	本委託の終了に伴う業務の引継ぎ	6
3.2	予算措置	6
3.3	対象業務の水準	6
3.4	実施状況のモニタリング	6
3.5	業務の再委託等	6
3.6	許認可等の取得に関する事項	6
3.7	法令等の遵守	6
第4章	スケジュール	8
4.1	募集及び選定等の日程	8

飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領（案）

4.2	委託開始までのスケジュール（予定）	8
第5章	プロポーザル参加に関する条件等	9
5.1	募集に関する留意事項	9
(1)	公正な募集の確保	9
(2)	民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	9
(3)	募集の取りやめ等	9
(4)	応募の無効	9
(5)	募集要項等の承諾	9
(6)	費用負担	9
(7)	使用言語、単位等	9
(8)	提出書類の取扱い	10
(9)	特許権等	10
(10)	提供資料の取扱い	10
(11)	その他	10
第6章	民間事業者の募集及び選定に関する事項	11
6.1	プロポーザル参加資格	11
(1)	用語の定義	11
(2)	応募者の構成等	11
(3)	応募者共通の参加資格要件	12
(4)	単独企業の場合の参加資格要件	14
(5)	共同企業体の場合の参加資格要件	15
(6)	参加資格審査基準日	15
(7)	参加者が参加資格を喪失した場合の取り扱い	15
第7章	募集に関する手続き等	16
7.1	説明会	16
(1)	実施日時	16
(2)	実施場所	16
(3)	申込方法	16
(4)	申込期限	16
(5)	その他	16
7.2	現地見学会	16
(1)	実施日時	16
(2)	実施場所	16
(3)	申込方法	16
(4)	申込期限	17
(5)	その他	17

飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領（案）

7.3	募集要項（案）等に関する質問の提出	17
(1)	提出期間.....	17
(2)	提出方法.....	17
7.4	募集要項（案）等に関する質問への回答公表.....	17
(1)	期間.....	17
(2)	方法.....	17
7.5	資料閲覧.....	17
(1)	実施日時.....	17
(2)	施設場所.....	17
(3)	申込方法.....	18
(4)	申込期限.....	18
(5)	閲覧資料.....	18
(6)	その他	18
7.6	参加申込書及び参加資格審査書類の提出.....	18
(1)	提出期限.....	18
(2)	提出場所.....	18
(3)	提出方法.....	18
(4)	提出書類.....	18
7.7	参加資格審査結果の通知	19
(1)	通知日	19
(2)	方法.....	19
7.8	応募の辞退.....	20
7.9	競争的対話の実施	20
7.10	技術提案書類の提出.....	20
(1)	提出期間.....	20
(2)	提出場所.....	20
(3)	提出方法.....	20
(4)	提出書類.....	20
(5)	技術提案書の条件	21
第8章	優先交渉権者の決定等	24
8.1	審査委員会の設置	24
8.2	審査の方法	24
(1)	提出書類の審査確認	24
(2)	審査.....	24
8.3	優先交渉権者の決定.....	24
8.4	選考結果の通知等	24

飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領（案）

8.5	優先交渉権者を選定しない場合	25
8.6	参加者がいない場合の取扱い.....	25
8.7	参加者が1者であった場合の取扱い	25
第9章	契約の締結等.....	26
9.1	契約手続き	26
(1)	基本協定の締結.....	26
(2)	委託契約の締結.....	26
(3)	契約締結に係る留意事項等	26
(4)	優先交渉権者が委託契約を締結しない場合	26
第10章	参考見積書に関する条件.....	27
10.1	予定価格	27
10.2	見積もりに当たっての留意事項.....	27
10.3	保険.....	27
第11章	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	28
11.1	疑義が生じた場合の措置.....	28
11.2	管轄裁判所の指定.....	28
第12章	要求水準未達の場合の措置	28
第13章	本委託の継続が困難となった場合における措置に関する事項	28
13.1	本委託の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	28
13.2	本委託の継続が困難となった場合の措置	28
(1)	受託者の責めに帰すべき事由により本委託の継続が困難となった場合	28
(2)	委託者の責めに帰すべき事由により本委託の継続が困難となった場合	29
(3)	いずれの責めにも帰さない事由により本委託の継続が困難となった場合	29
第14章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	29
14.1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	29
14.2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	29
14.3	その他の措置及び支援に関する事項	29
第15章	本委託に関する問い合わせ先	30

第 1 章 公募型プロポーザル実施要領（案）の位置付け

「令和 9～18 年度飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託」（以下「本委託」という）は、長野県飯田市（以下「委託者」という）が管理する公共下水道及び特定環境保全公共下水道の下水道処理施設における運転維持管理と、当該施設に関するストックマネジメント計画等の策定業務について、包括的に民間事業者に長期委託することにより、民間事業者の創意工夫及びノウハウの活用による公共用水域の水質の保全と施設管理及び更新計画策定の効率化を図ることを目的とするものである。

この公募型プロポーザル実施要領（案）は、委託者が本委託を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、プロポーザルへの参加を検討している民間事業者に配布するものである。

なお、公募型プロポーザル実施要領（案）、要求水準書（案）およびその別記資料を一体のものとし、これらすべてを併せて、以下「募集要項（案）等」という。

※公募型プロポーザル実施要領および要求水準書およびその別記資料は、令和 7 年 1 1 月に公表を予定している。

関連資料

要求水準書（案）

要求水準書（案）別記 1～5

飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 様式集

飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 審査書類作成要領（令和 7 年 1 1 月公表予定）

第2章 委託概要

2.1 委託名称

令和9～18年度飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託

2.2 施設の管理者の名称

飯田市

2.3 委託の目的

本委託では、飯田市内の公共下水道および特定環境保全公共下水道における下水道処理施設について、維持管理業務等を民間事業者により10年間にわたり包括的に委託することにより、民間事業者のノウハウや技術力を活用した維持管理を行うだけでなく、日常点検の結果等を踏まえてストックマネジメント計画を策定することで、効率的に下水道事業の運営を行い、下水道事業を持続可能なものとするを目的として実施するものである。

2.4 本委託の対象施設及び対象業務

（1）対象施設

本委託の対象となる下水道処理施設（以下、「本件施設」という）は、以下の通りである。
松尾浄化管理センター、川路浄化センター、竜丘浄化センター、和田浄化センター

（2）施設の種類

下水道処理施設

（3）本件施設位置及び施設配置

本件施設の位置については、【要求水準書（案）別記1 対象施設一覧表、位置図】に示す。

（4）対象業務

本委託の対象とする業務は、以下のとおりとする。

- ①統括管理業務
- ②運転管理業務
- ③計画策定業務

2.5 受託者の責任

受託者は、要求水準書（案）及び自らの技術提案に基づく性能水準を確保するよう、誠実に業務を実施すること。

2.6 委託方式

本委託は、本件施設に関する運転管理業務を中心とした各種業務について、ウォーター PPP における「管理・一体マネジメント方式」の「更新支援型」により実施する。なお、コンストラクションマネジメント業務は本委託範囲に含まない。

2.7 スケジュールおよび委託期間

本委託に関する主なスケジュールおよび委託期間は、以下のとおりとする。

- ◆令和 8 年 10 月（予定）：委託契約の締結
- ◆令和 8 年 11 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日：業務引継ぎ期間（5 か月）
- ◆令和 9 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日：業務委託期間（10 年）

2.8 リスク分担の基本的な考え方

本委託におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本委託における統括管理業務、運転管理業務並びに計画策定業務を行う上での責任は、原則として受託者が負うものとする。

ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、委託者が責任を負う。予想される主たるリスク及び委託者と受託者の責任分担は、原則として【要求水準書（案）別記 5 リスク分担表】に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、本委託の契約書に提示する。

なお、本委託の契約書の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は契約書に特別の定めのない事項については、委託者及び受託者は、誠意をもって協議し、リスク分担を決定するものとする。

2.9 非常事態等発生時における役割分担

要求水準書（案）及び本委託で作成する緊急対応計画書の内容による。

2.10 契約及び支払い等に関する事項

（1）本委託に関する協定及び契約

本委託は、次の各号に掲げる協定及び契約を締結する。

1)基本協定

委託者と受託者との間で、本委託の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定（案）は、令和 7 年度中に示す。

2)委託契約

委託者と受託者との間で、基本協定の定めるところにより、委託契約を締結する。な

お、契約書（案）は、令和7年度中に示す。

（２） 受託者の収入

本委託における受託者の収入は、受託者が実施する統括管理業務、運転管理業務、計画策定業務に対し、委託者から支払われる対価が基本となる。

委託者から支払われる対価は以下に示すとおりである。なお、人件費及び物価等の変動に対する委託者と受託者のリスク分担については、【要求水準書（案） 別記5 リスク分担表】に示す。

（ア） 統括管理業務に係る対価

統括管理業務に関する対価は、契約時に決定した業務年度ごとの契約金額について、当該年度において12等分した金額を毎月支払う。なお、端数が生じた場合は、年度末に調整する。

（イ） 運転管理業務に係る対価

運転管理業務に関する対価は、契約時に決定した業務年度ごとの契約金額について、当該年度において12等分した金額を毎月支払う。なお、端数が生じた場合は、年度末に調整する。

（ウ） 計画策定業務に係る対価

計画策定業務に関する対価は、原則として契約時に決定した金額とし、ストックマネジメント計画を策定した年度の年度末に支払う。

（エ） 災害対応に関する費用

災害時の対応に要した特別な費用がある場合は協議によるものとする。

（３） 物価変動への対応

人件費の変動については、国土交通省が公表している「公共工事設計労務単価（電工）」が一定割合以上変動し、増減費用の清算が必要となった場合は、委託者と受託者で協議を行い、増減費用を清算するものとする。また、薬品調達単価が一定割合以上変動し、増減費用の清算が必要となった場合は、委託者と受託者で協議を行い、増減費用を清算するものとする。

（４） 支払い手続き

委託者は、月ごとに受託者より提出される月間業務報告書の検査を行い、検査が完了し次第、受託者より請求書を受領し、対価を支払う。

支払方法の詳細は契約書（案）に示す。なお、契約書（案）は令和7年度中に示す。

（５） プロフィットシェアに関する事項

本委託の実施に当たり、ライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することとする。技術革新や創意工夫により生まれるコスト削減分（プロフィット）については、委託者と受託者でそれぞれの事案ごとに別途協議の上シェアすることとする。プロフィットシェアに関する詳細は、プロポーザル実施要領公表時（令和７年１１月予定）に公表する。

第3章 委託実施に関する事項

3.1 業務の引継ぎ

（1）移行期間における業務の引継ぎ

受託者は、委託者との間で基本協定を締結した後、本委託の開始日までに本件各業務の引継ぎを完了させなければならない。

（2）本委託の終了に伴う業務の引継ぎ

本委託終了に伴う委託者又は委託者の指定する者への業務の引継ぎは、原則として、本委託期間に行うものとし、受託者は、次期業務受託者への業務引継について、引継書等の作成等、本件各業務が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

3.2 予算措置

本委託における予算措置は、債務負担行為を定めるよう手続きを進めるものとする。

3.3 対象業務の水準

本委託に関する要求水準は、要求水準書（案）において示すものとする。また、業務実施に必要となる資格者等についても、要求水準書（案）の記載に基づき配置すること。

3.4 実施状況のモニタリング

委託者は、受託者が実施する業務の実施状況の確認等を目的にモニタリングを行う。詳細なモニタリングの方法及び内容等については、要求水準書（案）において示すものとする。

3.5 業務の再委託等

本委託の実施に当たり受託者は、委託者の承認を受けた場合に限りその業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。

委託者は受託者が再委託等を行うことによって、業務の確実な実施が見込めないと認めるときには、承認をしないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

3.6 許認可等の取得に関する事項

本委託実施に関し、許認可等の申請・届け出は委託者が行うが、書類等の作成に当たって、受託者は委託者を支援すること。受託者が自ら行うべき申請・届け出については、委託者は受託者を支援する。

3.7 法令等の遵守

受託者は、本委託を実施するに当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条

例等を含む。）等を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、要求水準書（案）に示すものとする。

第４章 スケジュール

４．１ 募集及び選定等の日程

４．２ 委託開始までのスケジュール（予定）

受託者の募集・選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

表 1 受託者の募集・選定の手順及びスケジュール（案）

日程（予定）		内 容
令和 7 年 (2025 年)	7 月 4 日	募集要項（案）等（公募型プロポーザル実施要領（案）、要求水準書（案））の公表
	7 月 7 日	募集要項（案）等に関する質問及び意見の受付開始
	8 月 7 日	説明会、第 1 回現地見学会
	8 月 29 日	募集要項（案）等に関する質問及び意見の受付締切
	9 月 12 日	募集要項（案）等に関する質問回答
	11 月 7 日	募集要項等（公募型プロポーザル実施要領、要求水準書等）の公表
	11 月 7 日	募集要項等に関する質問の受付開始
	12 月 5 日	募集要項等に関する質問の受付締切
	12 月 19 日	募集要項等に関する質問及び回答の公表
令和 8 年 (2026 年)	1 月 16 日	参加申込書及び参加資格審査書類の提出受付
	1 月 30 日	参加資格審査結果の通知
	2 月 20 日	技術提案書作成要領に関する質問受付
	2 月 2 日～ 2 月 20 日	第 2 回現地見学会・対話の実施
	3 月 31 日	技術提案書作成要領に関する質問回答
	5 月 1 日	技術提案書の提出受付
	5 月 15 日	技術提案書の提出締切
	6 月 19 日	プロポーザルの実施
	8 月 7 日	優先交渉権者の決定及び通知
	10 月 30 日	委託契約の締結
	11 月 1 日	業務引継ぎ開始
令和 9 年 (2027 年)	4 月 1 日	委託開始

第5章 プロポーザル参加に関する条件等

5.1 募集に関する留意事項

（1） 公正な募集の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2） 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

委託者は、本委託の受託を希望する民間事業者を広く公募し、業務の透明性及び公平性の確保に配慮した上で受託者を選定する。

本委託は、業務全般を通じて、受託者に効率的・効果的かつ安定的・継続的な施設管理の提供を求めるものであり、受託者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、受託者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式を採用する。

（3） 募集の取りやめ等

委託者は、次の場合には、当該応募者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止をすることがある。この場合、応募者が損害を受けることがあっても、委託者は、その賠償の責を負わない。

- ① 応募者が連合し又は不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、正当な募集が行えないと認められるとき。

（4） 応募の無効

提出期限までに参加申込書を提出しなかった場合及び参加資格審査で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし技術提案書を提出できない。

（5） 募集要項等の承諾

応募者は、「参加申込書」の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

（6） 費用負担

本委託のプロポーザル参加に係る費用は、応募者の負担とする。

（7） 使用言語、単位等

プロポーザルに関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（８） 提出書類の取扱い

① 著作権

応募者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他委託者が本委託に関し必要と認める用途に用いるときは、委託者は必要な範囲でこれを無償で 사용할 ことができる。この場合、応募者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

② 提出書類の返却等

応募者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、委託者が指示をした場合を除き認めない。

③ 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

④ 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加申込書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがある。

（９） 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている委託手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

（１０） 提供資料の取扱い

委託者が提供する資料は、本委託に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本委託に係る検討の範囲内であっても、委託者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

（１１） その他

委託者は、募集要項等に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合は、「第１５章 本委託に関する問い合わせ先」に記載のホームページにて応募者に通知する。

第6章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

6.1 プロポーザル参加資格

（１）用語の定義

- 応募者 : 本委託に応募しようとする単独企業又は応募グループを指す。
- 単独企業 : 本委託に単独に応募する企業等を指す。
- 応募グループ : 本委託に複数の企業等が共同に応募するグループを指す。
- 代表企業 : 応募グループを構成する企業等のうち、当該応募グループを代表する企業等を指す。
- 構成企業 : 応募グループを構成する企業等のうち、代表企業以外の企業等を指す。
- 協力企業 : 代表企業及び構成企業から業務を受注し、本委託の一部を実施する企業を指す。
- 参加者 : 参加申込書及び参加資格審査書類を提出し、参加資格があると認められた応募者を指す。
- 優先交渉権者 : 委託者による選定の結果、本委託の委託先として選定した単独企業又は応募グループを指す。委託者と優先交渉権者は本委託に係る基本協定を締結する。
- 受託者 : 委託者と本委託の委託契約を締結し、本委託を遂行する単独企業又は共同企業体を指す。
- 共同企業体 : 応募グループとして応募した複数の企業等が共同で受託する組織体を指す。なお、グループの形態はJVとし、甲型・乙型の選択は応募グループの任意とする。

（２）応募者の構成等

- ア 応募の形態は、単独企業による応募又は応募グループ（構成企業数の上限は任意とするが、本委託の実施に関して構成企業はそれぞれ適切な役割を担うこと。）による応募のいずれも可とする。なお、応募グループを優先交渉権者として決定した場合、委託時には共同企業体として業務を行うこととして応募すること。
- イ 応募グループで応募する場合は、代表企業１社を定めることとする。
- ウ 代表企業は、運転管理業務を担当する企業の中から選出することとする。
- エ 代表企業は、本委託の応募から委託契約の締結に至る手続きを代表して行う。構成企業が、代表企業の代わりに手続きを行うことはできない。
- オ 一つの企業が重複して異なる応募グループ、又は、単独企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が代表企業又は構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。
- カ 異なる応募グループの構成企業間、また、単独企業と他の応募グループの構成企業の

間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。以下同じ。）である場合を除く。

①親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記の (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 本委託に係る参加資格審査のための申請書類（以下「参加資格審査申請書」という。）

提出後から優先交渉権者との委託契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合には、担う予定であった業務について新たに資格要件を満たす企業がこれに代わることとして、委託者がやむを得ないと認めた場合に限り、これを認める。

(3) 応募者共通の参加資格要件

次の項目については、単独企業、代表企業及びすべての構成企業が満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可又は決定を受けている者を除く。

ウ 飯田市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではなく、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱の別表第

3 に掲げる措置要件に該当しないこと。

エ 参加申込書の提出期限において、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 24 年 3 月 30 日飯田市告示第 42 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 法人税及び消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

カ 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。

①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

②暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務が無い者を除く。）でないこと。

①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務

②厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務

③雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務

ク 本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員を兼ねていない者であること。

ケ 長野県内に本店、支店、営業所のいずれかを設置していること。

コ 以下に示す本委託への参加制限を有する関係会社に該当しないこと。

本委託への参加制限を有する関係会社は、本委託のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連する者（※）を指す。当該関係会社は、本件プロポーザルに参加することはできない。

なお、本委託のアドバイザー業務に関わっている法人は、以下に示すとおりである。

有限責任監査法人トーマツ

※上記要件に係る資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の a、b のいずれかに該当するものとする。

- a 当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜きん出て株式を有し又は出資している者を含む。）。
- b 応募者を構成する構成企業の代表権を有する役員が本委託のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該構成企業。

（４） 単独企業の場合の参加資格要件

単独企業で参加する場合、次の項目をすべて満たさなければならない。

①運転管理業務

ア 令和 7 年度飯田市競争入札資格（上下水道施設管理業務）を有する者であること。

イ 地方自治体にて平成 27 年 4 月 1 日以降に、現有処理能力（晴天日）が 49,000 m³/日以上の方流式下水道終末処理場の包括的な運転及び維持管理業務（以下「包括的運転管理業務」という）について、レベル 2.5 以上の包括的運転管理業務に関する元請実績を 5 年以上有すること。

ウ 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

エ 地域経済の活性化及び下水処理技術の向上に寄与するため、必要な物品調達、施設管理業務等の発注においては、飯田市内に本店を置く事業者と連携して業務を行い、その事業者の育成等に貢献できること。

オ 常駐職員は緊急時に居住地から 60 分以内に勤務地に出動できること。

カ 次の要件を満たす者を自社の社員で 1 名以上選任し常駐させること。

- ・ 下水道技術者（下水道法 22 条第 2 項に定める資格）
- ・ 危険物取扱者（乙種第四類以上）
- ・ 1 級ボイラー技士
- ・ 2 級ボイラー技士
- ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習修了者
- ・ 第 3 種電気主任技術者
- ・ 第 2 種電気工事士
- ・ 小型式移動式クレーン運転技能講習修了者
- ・ クレーン運転特別教育受講者
- ・ 玉掛け技能講習修了者

- ・ 特定化学物質等作業主任者 技能講習修了者
- ・ 毒物劇物取扱責任者

②計画策定業務

- ア 令和7年度飯田市競争入札資格（建設コンサルタント（下水道部門））を有する者であること。
- イ 計画策定業務を担当する管理技術者として、技術士（上下水道部門（下水道））または技術士（総合技術監理部門（下水道））またはシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）（下水道）の資格を有する者で、公共下水道ストックマネジメント計画策定業務実績を有する自社の社員を配置できること。
- ウ 計画策定業務を担当する照査技術者として、技術士（上下水道部門（下水道））または技術士（総合技術監理部門（下水道））またはRCCM（下水道）の資格を有する者で、公共下水道ストックマネジメント計画策定業務実績を有する自社の社員を配置できること。なお、管理技術者と照査技術者は兼任できないものとする。
- エ 全国上下水道コンサルタント協会中部支部に加盟していること。
- オ 長野県内の下水道処理施設に関するストックマネジメント計画策定業務を完了した実績を有すること。

（５） 共同企業体の場合の参加資格要件

- ① 2者以上による共同企業体であること。
- ② 代表企業は、運転管理業務を担当する企業であること。
- ③ 共同企業体の形式として甲型JVを選択した場合は、代表企業は②に加え、出資比率が構成員中最大であること。
- ④ 共同企業体として（４）の資格要件を満たすこと。

（６） 参加資格審査基準日

応募者は、上記（１）～（５）に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の審査を受けなければならない。参加資格の審査基準日は、参加申込書及び参加資格審査書類の提出締切日（令和8年1月16日（月））とする。

（７） 参加者が参加資格を喪失した場合の取り扱い

参加者である単独企業並びに共同企業体の代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該単独企業並びに共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。この場合当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

第7章 募集に関する手続き等

7.1 説明会

本公募への参加を検討している民間事業者に対して、以下のとおり説明会を実施する。

（1）実施日時

令和7年8月7日（木）13時30分から16時30分まで（予定）

なお、参加申込状況によっては日程を変更する場合がある。

（2）実施場所

松尾浄化管理センター 会議室

（3）申込方法

説明会へ参加申し込みする場合は、説明会参加申込書（様式1）を「第15章 本委託に関する問い合わせ先」へ電子メールで提出すること。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール件名は「令和9～18年度飯田市下水道処理施設包括委託説明会申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

（4）申込期限

令和7年7月31日（木）17時まで。

（5）その他

参加人員は1民間事業者当たり5名までとする。

7.2 現地見学会

本公募への参加を検討している民間事業者のうち、希望する者に対して以下のとおり現地見学会を実施する。

（1）実施日時

現地見学会参加申請書（様式2）により参加を申し込んだ者と個別に調整を行う。

（2）実施場所

現地見学会参加申請書（様式2）により、見学対象施設の意向を把握の上で個別に調整を行う。

（3）申込方法

現地見学会へ参加申し込みする場合は、現地見学会参加申込書（様式2）を「第15章 本委託に関する問い合わせ先」へ電子メールで提出すること。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール件名は「令和9～18年度飯田市下水道処理施設包括委託現地見

学会申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

（４） 申込期限

令和 7 年 7 月 3 1 日（木） 1 7 時まで。

（５） その他

参加人員は 1 民間事業者当たり 5 名までとする。

7.3 募集要項（案）等に関する質問の提出

（１） 提出期間

令和 7 年 8 月 2 9 日（金） 1 7 時まで

（２） 提出方法

募集要項（案）等に関する質問書（様式 3）を「第 1 5 章 本委託に関する問い合わせ先」へ電子メールにて提出すること。その他の方法による質問は受理しない。電子メール件名は「令和 9～18 年度飯田市下水道処理施設包括委託質問書」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

7.4 募集要項（案）等に関する質問への回答公表

（１） 期間

令和 7 年 9 月 1 2 日（金）（予定）

（２） 方法

回答は「第 1 5 章 本委託に関する問い合わせ先」に記載のホームページにて公表する。
なお、回答に際しては質問者名を明記しない。

7.5 資料閲覧

本公募への参加を検討している民間事業者に対して以下のとおり施設確認及び資料閲覧の期間を設ける。希望する者は、所定の手続きにより事前に申し込みをすること。

（１） 実施日時

令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）～令和 8 年 5 月 1 5 日（金）までの期間において、希望者の希望日時を参考に委託者が調整、指定した日時とする。

（２） 施設場所

資料閲覧：松尾浄化管理センター

（３） 申込方法

資料閲覧申込書（様式４）に必要事項を記入し、電子メールにより申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール件名は「令和 9～18 年度飯田市下水道処理施設包括委託資料閲覧申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、様式４は公募型プロポーザル実施要領公表時（令和 7 年 1 1 月予定）に示す。

（４） 申込期限

資料閲覧の申込期限は令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）～令和 8 年 5 月 8 日（金）1 7 時までとする。

（５） 閲覧資料

閲覧が可能な資料は、募集要項等の公表時に示す。

（６） その他

資料閲覧において質疑応答の機会は設けない。本委託に関する質問は、下記 7. 3 に示すところによりのみ受け付けるので留意すること。

7. 6 参加申込書及び参加資格審査書類の提出

本公募への参加を希望する者は、参加申込書及び参加資格審査書類を以下のとおり提出すること。

（１） 提出期限

令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）～令和 8 年 1 月 1 6 日（金）まで

受付は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び令和 7 年 1 2 月 2 7 日～令和 8 年 1 月 4 日を除く 9 時から 1 7 時

（２） 提出場所

「第 1 5 章 本委託に関する問い合わせ先」

（３） 提出方法

郵送又は持参とする。また、電子データを格納した CD-R（1 枚）も併せて提出することとする。詳細は公募型プロポーザル実施要領公表時（令和 7 年 1 1 月予定）に示す。

（４） 提出書類

以下の書類を提出すること。なお、様式 5～様式 12 は、募集要項公表時に示す。

飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領（案）

表 7-1 参加申込時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
参加申込書	様式 5	・必要事項を漏れなく記入し必ず押印すること。
参加資格審査申請書	様式 6	・単独企業用 ・必要事項を漏れなく記入し必ず押印すること。
	様式 7	・共同企業体用 ・必要事項を漏れなく記入し必ず押印すること。
共同企業体に関する 協定書	様式 8	・共同企業体の場合のみ ・必要事項を漏れなく記入し必ず押印すること。
登記簿謄本	—	募集公告日以降に交付されたもの。
定款	—	最新のもの。
会社概要	—	最新のもの。
営業所表	様式 9	最新のもの。
業者登録確認書類	様式 10	下水道処理施設業者登録を確認できる書類
下水処理場の維持管理 業務実施実績	様式 11	業務履行実績を確認できる契約書の鑑の写しを添付すること。
配置予定技術者調書	様式 12	・必要事項を漏れなく記入すること。 ・配置予定の統括管理責任者、副統括管理責任者、運転管理統括責任者、運転管理副統括責任者、計画策定業務における管理技術者および照査技術者が参加資格要件に定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。 ・業務全体の実施体制が確認できる業務実施体制図を添付すること。
上記の電子データを格納した CD-R	—	CD-R 本体及びケースに応募グループ（単独企業の場合は当該企業）の社名を記載すること。

7.7 参加資格審査結果の通知

（１） 通知日

令和 8 年 1 月 3 0 日（金） 予定

（２） 方法

参加申込書等の内容が参加資格条件に適合しているかどうかの確認を行い、応募者全員に電子メールにより通知する。

7.8 応募の辞退

参加申込書の提出以降、技術提案書の提出期限まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和8年5月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く9時から17時まで）に、「辞退届」を「第15章 本委託に関する問い合わせ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

7.9 競争的対話の実施

参加資格審査を通過した参加者は、委託者の示す要求水準書の内容調整及び参加者が作成する提案内容の確認・交渉を目的として、競争的対話を実施することができる。なお、競争的対話の実施回数及び実施方式については、本委託に関する公募型プロポーザル実施要領公表時（令和7年11月予定）に示す。

7.10 技術提案書類の提出

参加者は、「技術提案書類提出届」とともに技術提案書を以下のとおり提出すること。

（1）提出期間

令和8年2月2日（月）～令和8年5月15日（金）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く9時から17時）

（2）提出場所

「第15章 本委託に関する問い合わせ先」に記載。

（3）提出方法

郵送又は持参とする。また、電子データを格納したCD-Rも併せて提出することとする。
詳細は公募型プロポーザル実施要領公表時（令和7年11月予定）に示す。

（4）提出書類

技術提案書等については次のとおりとし、アについて正1部・副10部、イについては1部を提出すること。

ア 技術提案書

- ① 技術提案書の書式は自由様式とする。
- ② サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じ片面1ページとする。図表等を使用する場合においてA3版を使用するときには、折り綴じること。なお、図表以外でA3版を使用する場合はA3版片面を2ページとして取り扱う。
- ③ 技術提案書に付随する資料添付については、最低限の範囲を認めるが評価の対象としない。
- ④ その他詳細は、次項「（5）技術提案書の条件」に示す。

イ 参考見積書

第10章参考見積書に関する条件に従うこと。

※公募型プロポーザル実施要領（案）の公表時点において、参考見積書の提出を依頼するものではありません。

（５） 技術提案書の条件

本委託の技術提案書に関する作成条件は次の通りとする。参加者は、これらの条件を踏まえて技術提案書を作成すること。

（ア） 会社概要

ア 下水道処理施設における包括的運転管理業務の受託実績について記載すること。（業務名、都道府県または市町村名、発注者、受託開始年月若しくは期間、現有処理能力、処理方式及び業務概要）様式は自由とするがA4版縦又はA3版に簡潔にまとめること。なお、A3版を使用する場合は、折り綴じすること。

イ 公共下水道ストックマネジメント計画策定業務の受託実績について記載すること。（業務名、都道府県または市町村名、発注者、業務期間、対象施設等）様式は自由とするがA4版縦又はA3版に簡潔にまとめること。なお、A3版を使用する場合は、折り綴じすること。

ウ 技術士（上下水道部門）、下水道法第22条第2項に定める資格者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の第3種電気主任技術者免除以上の有資格の在籍人数等について記載すること。様式は自由とするが、A4版縦1ページ以内にまとめること。

（イ） 経営状況

ア 直近3か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）を提出すること。（写し可）

イ 賠償責任保険加入証明書の写しを提出すること。

（ウ） 委託実施の基本方針について

本委託の方針、取り組み等について、2ページ以内で記載すること。

（エ） 組織体制・人員配置

業務実施体制、人員の配置計画等について、3ページ以内で記載すること。また、以下の内容を記載事項に含めること。

- 1) 常駐職員については居住地を記載すること。
- 2) 配置技術者の保有資格の一覧を記載すること。

（オ） 本委託の個別業務に関する提案

1)統括管理業務の実施方法

本委託を統括的に管理し、マネジメントするための実施方針、モニタリング方法、データ管理手法、留意点等について、4 ページ以内で記載すること。

2)運転管理業務の実施方法

委託内容や要求水準書、対象施設の特性等を踏まえ、処理施設の運転管理の考え方、方法、留意点等について、4 ページ以内で記載すること。

3)保守管理業務の実施方法

対象施設の特性等を踏まえ、保守管理の考え方、要求水準書を踏まえた保守管理方法等について、4 ページ以内で記載すること。

4)修繕業務の実施方法

下水道施設の計画、突発等の修繕の考え方、要求水準書を踏まえた修繕計画・方法、体制等について、3 ページ以内で記載すること。

5)調達管理業務の実施方法

設備機能を維持確保するため消耗品類、薬品類等の物品管理に関する考え方、方法等について、2 ページ以内に記載すること。

6)計画策定業務の実施方法

ウォーターPPP レベル 3.5（維持管理と更新の一体マネジメント）の趣旨に則り、効果的な計画策定業務の考え方、運転維持管理業務との連携、留意点等について、3 ページ以内で記載すること。

（カ） 安全衛生管理の方法

本委託に従事する職員の安全衛生管理の具体的な方法について、3 ページ以内で記載すること。

（キ） 従事者の教育研修の実施方法

本委託の従事者の技術レベルの維持・向上に関する方法、業務引継期間における方法等について、2 ページ以内で記載すること。

（ク） 危機管理

停電、地震等の災害時や設備故障、水質異常等、下水道の危機管理に対する考え方、対

応策や体制等について、3 ページ以内で記載すること。

（ケ） 特筆事項

本委託を遂行するに当たり、参加者が最も強調したい事項若しくは参加者の特徴等、特筆事項を一つ提案し、2 ページ以内で記載すること。

第8章 優先交渉権者の決定等

8.1 審査委員会の設置

本委託の優先交渉権者の選定については、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、プロポーザルの内容を審査するための審査委員会を設置し、参加者の提案内容の審査及び評価を行う。

8.2 審査の方法

（1）提出書類の審査確認

委託者は参加者の提出書類が募集要項等の要件を満たしていることを確認する。

提出期限を過ぎている、要件を満たしていない場合などは失格とする。

（2）審査

（ア）第1回審査会（内部審査）

提出書類に基づき評価基準に従って審査・評価する。審査員の平均得点が一定点数に満たない提案者は失格とする。なお、評価項目や配点は公募型プロポーザル実施要領公表時（令和7年11月予定）に示す。

（イ）第2回審査会（内外部審査）

前項の確認審査を通過した参加者を対象として、提出された提案書類に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。公募型プロポーザル実施要領公表時（令和7年11月予定）に示す。

8.3 優先交渉権者の決定

審査委員会はプロポーザルを得点化し、第1回審査、第2回審査の合計点の最も高い参加者を優先交渉権者として特定し、契約交渉における優先権を与える。委託者はその優先交渉権者と契約交渉を行い、双方の合意に至ったときに契約を締結する。

8.4 選考結果の通知等

委託者は、選考結果を参加者に速やかに通知（令和8年8月予定）するとともに、本委託に係るホームページ（「第15章 本委託に関する問い合わせ先」参照）で公表する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

また、審査委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表（令和8年8月予定）するが、この際、優秀提案者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

8.5 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集、審査、評価及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない等の理由により、本委託を民間委託業務として実施することが適当でないと委託者が判断した場合には、優先交渉権者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

8.6 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、委託者はその旨を速やかに本委託に係るホームページ（「第15章 本委託に関する問い合わせ先」参照）で公表する。

8.7 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も、提案評価基準に従い審査を行う。

第9章 契約の締結等

9.1 契約手続き

（1）基本協定の締結

委託者と優先交渉権者は、「令和9～18年度飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託における基本協定（仮称）」を締結する。

（2）委託契約の締結

基本協定の締結後、委託者と優先交渉権者は、協議を経て「令和9～18年度飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託契約」を締結する。

（3）契約締結に係る留意事項等

ア 優先交渉権者選定から本委託の契約締結までの間、技術提案書提出前に明示的に確定することができなかった事項について、必要に応じて委託者と優先交渉権者との間で協議を行い、内容を定めるものとする。

イ 本委託の契約の締結に係る印紙代等は、優先交渉権者の負担とする。

（4）優先交渉権者が委託契約を締結しない場合

優先交渉権者と契約を締結しない場合は、評価得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合に、当該優先交渉権者と契約を締結する。

第 10 章 参考見積書に関する条件

※公募型プロポーザル実施要領（案）の公表時点において、参考見積書の提出を依頼するものではありません。

10.1 予定価格

本委託の予定価格は公募型プロポーザル実施要領の公表時（令和 7 年 11 月予定）に公表する。

10.2 見積もりに当たっての留意事項

- ア 参加者が提示する参考見積額は、委託者が提示する見積様式の各項目について、各年度の費用が分かるように記載すること。
- イ 見積もりに当たっては、消費税及び地方消費税抜きで積算すること。
- ウ 令和 7 年 4 月時点の、人件費及び物価の水準をベースに見積もること。人件費については、委託期間中に国土交通省が公表する「公共工事設計労務単価（電工）」が一定割合以上増減した場合は、委託者と受託者で協議を行い、増減費用を清算することとする。
- エ 電気料金及び汚泥運搬・処分費については委託者からの直接支払いとするので含めないこと。
- オ 修繕費（計画・計画外の合算）として、毎年一定額を令和 9 年度から 18 年度まで委託費として見込むこと。なお、上記金額を上回って突発的な修繕が発生した場合は、修繕に要した費用の全額を精算項目とする。本委託における修繕費の年間上限額は、公募型プロポーザル実施要領公表時（令和 7 年 11 月予定）に示す。
- カ 薬品費については、委託者が提示する想定使用量に基づき、参加者が使用する薬品の調達単価を用いて積算すること。なお、薬品調達単価が一定割合以上変動した場合は、委託者と受託者で協議を行い、増減金額について清算することとする。また、薬品使用量の増減については、費用清算の対象外とする。想定使用量は、公募型プロポーザル実施要領公表時（令和 7 年 11 月予定）に示す。

10.3 保険

受託者は、委託期間において事業者の帰責事由により生じる損害等に対応できる保険等を付保すること。

第 1 1 章 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 1 . 1 疑義が生じた場合の措置

業務計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合は、委託者と受託者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

1 1 . 2 管轄裁判所の指定

契約に関連して発生したすべての紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 1 2 章 要求水準未達の場合の措置

委託者が実施するモニタリング及びその他の方法によって、受託者責により、業務内容が要求水準に達していないことが判明した場合は、委託契約に基づいて委託者は改善を求める措置及び委託料の支払いを停止することができる。

委託者及び受託者の取りうる措置については、令和 7 年度中に公表する契約書（案）に示すものとする。

第 1 3 章 本委託の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 3 . 1 本委託の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本委託の継続が困難となる事由が発生した場合は、本委託の契約書に定める事由ごとに、委託者又は受託者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

1 3 . 2 本委託の継続が困難となった場合の措置

上記 1 . の措置を講じたにもかかわらず、本委託の継続が困難となった場合は、本委託の契約書に定めるところに従い、本委託を終了するものとする。

（1）受託者の責めに帰すべき事由により本委託の継続が困難となった場合

ア 受託者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他委託契約で定める受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、委託者は受託者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、受託者が当該期間内に改善することができなかった場合は、委託者は本委託の契約を解除することができるものとする。

イ 受託者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により本委託の契約に基づく本委託の継続的履行が困難と認められる場合は、委託者は本委託の契約を解除することができるものとする。

ウ 上記ア及びイの規定により委託者が本委託の契約を解除した場合は、本委託の契約書に定めるところに従い、委託者は受託者に対して、違約金及び損害賠償の請求等

を行うことができるものとする。

（２） 委託者の責めに帰すべき事由により本委託の継続が困難となった場合

ア 委託者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本委託の継続が困難となった場合は、受託者は本委託の契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により受託者が本委託の契約を解除した場合は、本委託の契約書に定めるところに従い、受託者は委託者に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

（３） いずれの責めにも帰さない事由により本委託の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他委託者又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本委託の継続が困難となった場合は、委託者と受託者は、委託継続の可否について協議を行うものとする。

イ 一定の期間内に上記アの協議が整わないときは、委託者は、本委託の契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により委託者が本委託の契約を解除した場合の措置は、本委託の契約書に定めるところに従うものとする。

第１４章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１４．１ 法制上及び税制上の措置に関する事項

受託者が本委託を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

１４．２ 財政上及び金融上の支援に関する事項

受託者が本委託を実施するに当たり、交付金等財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、委託者はこれらの支援を受託者が受けることができるように協力するものとする。なお、受託者は、委託者が行う交付金申請業務に協力するとともに、会計実地検査等への対応にも協力すること。

１４．３ その他の措置及び支援に関する事項

委託者は、受託者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、委託者は必要に応じて協力する。

第 15 章 本委託に関する問い合わせ先

飯田市上下水道局 経営管理課 下水道経理係

〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地

電話：0265-22-4511（内線 5254）

電子メール：suidou@city.iida.nagano.jp

※メール件名には「令和 9～18 年度飯田市下水道処理施設包括委託」の名称を記載し、本委託に関するメールであることを明確にすること。

※メールの受信確認は送信者の責で行うこと。

本委託に関するホームページ：

<https://www.city.iida.lg.jp/site/jougesuido/wpppkoubo.html>